

令和5年 第2回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年8月7日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

## 令和5年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第1 大分県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について	4
日程第2 議席の指定について	5
日程第3 会期の決定について	5
日程第4 議会運営委員会委員の選任について	5
日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について	5
日程第6 議第9号から議第10号の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	6
日程第7 議第11号から議第13号の一括上程、提案理由説明、質疑、討論、裁決	8
○16番（日隈 知重君）	9
○22番（斉藤 由美子君）	12
日程第8 一般質問	16
○16番（日隈 知重君）	16
○22番（斉藤 由美子君）	19
日程第9 会議録署名委員の指名について	24
閉 会	24

# 令和5年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

---

## 議 事 日 程（第1号）

令和5年8月7日 午後1時30分開議

- 第1 大分県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について
  - 第2 議席の指定について
  - 第3 会期の決定について
  - 第4 議会運営委員会委員の選任について
  - 第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について
  - 第6 議第9号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて  
議第10号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて  
以上2議案の一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決
  - 第7 議第11号 令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について  
議第12号 令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
議第13号 令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）  
以上3議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
  - 第8 一般質問
  - 第9 会議録署名議員の指名について
- 

## 本日の会議に付した事件

- 第1 大分県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について
  - 第2 議席の指定について
  - 第3 会期の決定について
  - 第4 議会運営委員会委員の選任について
  - 第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について
  - 第6 議第9号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて  
議第10号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて  
以上2議案の一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決
  - 第7 議第11号 令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について  
議第12号 令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
議第13号 令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）  
以上3議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
  - 第8 一般質問
  - 第9 会議録署名議員の指名について
-

出席した議員（23人）

1番	高倉真由美	2番	岩尾茂樹
3番	工藤健次	5番	堤康二郎
6番	太田洋一郎	7番	原田健蔵
8番	河野睦夫	9番	堀典義
10番	河野正春	11番	阿部雅彦
13番	川辺隆	14番	坪根大吉
15番	井上清三	16番	日隈知重
18番	古江信一	19番	中村悟
20番	小野和美	21番	宇都宮陽子
22番	斉藤由美子	23番	高野博幸
24番	仲家孝治	25番	泥谷郁
26番	長田教雄		

欠席した議員（3人）

4番	木野村敏雄	12番	島田勝
17番	山影智一		

出席した事務局職員

事務局書記長代理	金城美幸	事務局書記	佐藤潤子
総務課主査	高野正廣	総務課主任	小松聡
総務課主任	梅木崇永		

説明のため出席した職員

広域連合長	足立信也	副広域連合長	本田博文
副広域連合長代理	阿部万寿夫	事務局長	清水昭男
会計管理者	高橋芳江	次長兼総務課長	姫野邦夫
事業課長	津川文隆	賦課資格管理係長	菊地謙一
給付係長	藤原寛子	保健係長	飯野敬子
会計室長	秦オリエ		

---

議事の経過

---

開 会

○副議長（工藤 健次君） 皆さん、こんにちは。副議長の工藤でございます。

現在、議長席が空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長の職を務めさせていただきます。議員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時30分開会

---

開 議

○副議長（工藤 健次君） ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに、会議を開きます。この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議

席を指定いたします。

午後 1 時31分開議

---

諸般の報告

○副議長（工藤 健次君） 日程に先立ちまして、ご報告いたします。

お手元に配布しております諸般の報告のとおり、議会閉会中に 8 名の議員から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、正副議長において辞職を許可いたしました。

また、関係市町村の議会の議員としての任期満了により、12名の議員が交代されましたことをご報告いたします。

次に、議会運営委員会委員の欠員に伴う補欠委員の選任については、委員会条例第 5 条の規定により、正副議長において、お手元の補欠委員選任名簿のとおり、指名いたしましたことをご報告いたします。

午後 1 時32分開議

---

広域連合長挨拶

○副議長（工藤 健次君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 皆さん、こんにちは。大分市長の足立でございます。令和 5 年第 2 回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、令和 5 年 6 月 30 日からの大雨災害により、尊い命を奪われた方々へのご冥福をお祈りいたしますとともに、甚大な被害を受けた地域の皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

被災地域の 1 日も早い復旧・復興と、被災された皆様が安心・安全な日常生活を取り戻されますことを、心よりお祈りいたしております。

本日は、第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御多忙の中、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

私は、去る 5 月 15 日の広域連合長選挙におきまして、構成市町村長の皆さまのご負託をいただき、本広域連合の連合長の任を担当させていただくこととなりました。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の本広域連合の情勢について、でございますが、5 月 18 日に沖縄市で開催された「令和 5 年度春季九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会広域連合長会議」に出席してまいりました。

会議の中で、九州ブロックの国への要望事項として、マイナンバー制度をはじめ、保健事業、窓口負担などの 5 項目について、全国協議会へ提案することを決定し、6 月 7 日に東京で開催された、「令和 5 年度全国後期高齢者医療広域連合長会議」におきまして、マイナンバー制度や、後期高齢者の窓口負担など 11 項目について、全国広域連合協議会の横尾会長から、伊佐厚生労働副大臣に要望書を手交したところです。

本広域連合では、後期高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、適切で安定した事業運営に努めるとともに、制度改善につきましては、全国協議会の場などを通じ、引き続き、国に働きかけてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今定例会では、副連合長の選任や、令和 4 年度歳入歳出決算の認定等を付議事項として提案しております。

何卒、慎重にご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。開会にあたっての挨拶

とさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

日程第1 大分県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について

○副議長（工藤 健次君） 本日の議事は、お手元に配付の議事日程により行います。

日程第1、「大分県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推薦の方法がありますが、指名推薦の方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 健次君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 健次君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。議長に大分市の長田教雄議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました長田議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（工藤 健次君） ご異議なしと認めます。

よって、長田議員が議長に当選いたしました。

ただいま、議長に当選されました長田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、新議長に就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（長田 教雄君） 皆さんこんにちは。ただいま議員各位のご推挙によりまして、議長の職に就くことになりました大分市議会の長田教雄でございます。

就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度開始から15年を経過し、現在では、制度が定着しているとの評価を得るとともに、安定した運営をされていると認識いたしております。

しかしながら、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始め、医療費の急増が見込まれている中、今後とも被保険者が安定して適切な医療を受けられるよう、将来にわたり、持続可能な制度にしていくことが肝要であると思っております。

そのためにも、この広域連合議会の役割は大変重要なものと承知しているところでございます。

今後とも、公正かつ円滑な議会運営に努めて参りますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。議長就任のご挨拶とさせていただきます。

○副議長（工藤 健次君） 以上で、私の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。

それでは、長田議長と交代をいたします。

また、資料を配付しますので、ここで暫時休憩いたします。

〔議長交代及び資料配付〕

午後1時40分休憩

日程第2 議席の指定について

○議長（長田 教雄君） ただいまより再開いたします。

日程第2、「議席の指定について」を議題といたします。

今回、新たにご当選されました20名の議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席表のとおり指定いたします。

お諮りいたします。

ただいま、申し上げましたとおり、議席表のとおり指定することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって議席は、議席表のとおり、指定することに決定いたしました。

---

日程第3 会期の決定について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

---

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第4、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元に配布の選任名簿のとおり6名を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選任名簿のとおり、6名を次期議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（長田 教雄君） 次に日程第5、「選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

この選挙は別々に行うことになっておりますので、まず、選挙管理委員の選挙から行います。

お諮りいたします。本選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることとし、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることとし、議長において指名することに決定をいたしました。

お手元に配付の選任名簿のとおり選挙管理委員に岡村邦彦氏、伊藤眞由美氏、新納徳光氏、板井善江氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推薦によることとし、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦によることとし、議長において指名することに決定をいたしました。

お手元に配付のとおり、補充員に玉衛隆見氏、波多野美保氏、荒川孝二氏、合澤代志子氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した4名の方が補充員に当選されました。

次に、補充員の補充の順序につきましては、ただいま議長において指名しました順序にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、議長において指名いたしました順序とすることに決定いたしました。

---

日程第6 「議第9号」から「議第10号」までの2議案の一括上程

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第6、「議第9号」から「議第10号」までの2議案を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 人事案件2議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第9号「大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて」であります。

大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長につきましては、広域連合規約第13条においてその任期が、「関係市町村の長としての任期による」と規定されておりますことから、長野恭紘氏の別

府市長としての任期が、4月29日をもって満了いたしましたことに伴い、現在空席になっております。

そこで、4月23日の別府市長選挙で再選を果たされた長野恭紘別府市長を再任いたしたく、地方自治法第292条の規定において準用する、同法第162条及び広域連合規約第12条3項の規定に基づき、議会の同意をいたさうとするものであります。

次に、議第10号「大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて」であります。

これは、去る3月14日をもって広域連合議員を辞職いたしました、高橋弘巳氏の後任として、新たに仲家孝治氏を選任いたしたく、地方自治法第292条の規定において準用する、同法第196条第1項、及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意をいたさうとするものであります。

何卒、慎重なご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

始めに「議第9号」について、議題といたします。

本案については、質疑及び討論の通告はございません。これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで長野恭紘副広域連合長の出席を求めることにいたします。

〔長野副広域連合長代理 阿部万寿夫別府市副市長、入場・着席〕

○議長（長田 教雄君） ただいま選任されました長野副広域連合長から、就任のあいさつを受けたいと思います。

○副広域連合長（阿部 万寿夫君） 別府市副市長の阿部でございます。

本来であれば、長野市長がご挨拶申し上げるところですが、公務により参加することができません。代わりに挨拶を預かっておりますので、これを代読いたします。

このたび、議員の皆様から副広域連合長の選任につきまして、ご同意いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向け、さらなる少子高齢化による医療給付費の増加が見込まれており、後期高齢者医療制度を取巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想されます。

こうした状況下ではございますが、被保険者の皆様方が必要な医療を、必要な時に、安心して受けられる機会を確保するため、今後とも健全な財政運営と、円滑な制度運営に努めるとともに、各市町村との連携を強化していきたいと考えております。

そのためにも、足立広域連合長、本田副広域連合長とともに、職責を誠実に努めてまいる所存でございます。

今後とも、議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任にあたっての挨拶とさせていただきます。

令和5年8月7日 別府市長 長野恭紘

代読でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長田 教雄君） 次に、「議第10号」について、議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、仲家孝治議員の退場を求めます。

〔 仲家孝治議員 退場 〕

○議長（長田 教雄君） 本案については、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

仲家孝治議員の入場を求めます。

〔 仲家孝治議員 入場・着席 〕

---

日程第7 「議第11号」から「議第13号」までの3議案の一括上程

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第7、「議第11号」から「議第13号」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足立信也広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） （登壇）予算及び決算に係る3議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第11号令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第3項の規定に基づき、認定をいただくとするものであります。

一般会計につきましては、歳入総額、9億8,844万1,829円、歳出総額、8億7,432万3,957円で、歳入歳出差引残額は、1億1,411万7,872円となったところであります。

特別会計につきましては、歳入総額、2,047億3,201万3,538円、歳出総額、1,981億1,071万4,250円で、歳入歳出差引残額は、66億2,129万9,288円となったところであります。

次に、議第12号、令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、4,203万1千円の減額で、補正後の予算総額は9億7,246万9千円となったところであります。

補正の内容について申し上げますと、歳入では、分担金及び負担金を1億5,614万9千円減額し、繰越金を1億1,411万8千円増額しております。

歳出では、総務費を1億1,411万8千円増額し、民生費を1億5,614万9千円減額しております。

次に、議第13号、令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、53億8,485万円の増額で、補正後の予算総額は2,131億3,185万円となったところであります。

補正の内容についてであります。歳入では、国庫支出金を8,030万円、繰入金を1億5,614万9千円、それぞれ減額し、繰越金を56億2,129万9千円増額しております。

歳出では、総務費を2億3,644万9千円減額し、諸支出金を55億5,691万8千円、予備費を6,438万1千円、それぞれ増額しております。

また、次期標準システム導入及び拡張事業を行うことにより、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

何卒、慎重なご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 以上で議案に対する説明が終わりました。

「議第11号」から「議第13号」までの3議案につきまして、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、お手元に配布の質疑順位表により、発言を許可いたします。

なお、質疑は自席から行うことといたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 議第11号、「令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について」に関して質問します。

まず保険料の収納状況について、意見、質問します。令和4年度の保険料徴収は、前年度に比べて、普通徴収の割合が増えているのではないかと、また、増える傾向にあるのではないかとお聞きいたします。

2点目は、令和4年度分の特別徴収と普通徴収の合計、現年度部分、収納率は前年度に比べて0.03%減っております。普通徴収の割合が増えていることも一つの要因ではないかと考えますが、その点についてお聞きいたします。

次に、保険料軽減措置の状況について、質問します。

令和4年度の均等割軽減の人数は、前年度に比べて6,061人増えております。0.55ポイント増です。令和元年度と比べると、1万1,111人増えております。全体に占める割合は、4年間で2.12ポイント増えております。その要因は何かお聞きいたします。

次に、給付の状況についてお聞きいたします。

令和4年度の療養給付費の年度平均伸び率は、前年度に比べて、2.14%増、療養費は、5.62%減、高額療養費は、11.63%増、高額療養費外来年間合算は、0.6%減、高額介護合算療養費は、1.71%減となっております。それぞれの増減の要因は何かお聞きをいたします。

また、令和4年度の一人当たり費用額は、前年度に比べて51円の微増となっております。令和元年度と比べると、1,009円減っております。その要因は何かをお聞きをいたします。

最後に窓口2割負担について、2点質問をいたします。

令和4年10月1日から窓口2割負担となった人数は、何人になっているかお聞きをいたします。

2点目は、負担を抑える配慮措置として、1か月の負担増を3千円に抑え、差額を払い戻していると聞きます。令和4年度の配慮措置者の延べ人数と払戻金額の合計額はいくらかお聞きをいたします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 事業課長の津川です。よろしく申し上げます。

私の方から日隈議員の質問にお答えしたいと思います。

特別徴収と普通徴収の前年度対比につきましてお答えいたします。徴収の原則は年金からの特別徴収となりますが、75歳に年齢到達した新規の被保険者につきましては、特別徴収の手続が間に合

わないため、最初は普通徴収となります。また、令和4年から団塊の世代が被保険者になりはじめたことから、被保険者が増加し、普通徴収の割合が増えていることと考えます。

なお、今後も増える傾向があるかのご質問につきましては、被保険者の増加により、割合も増加する可能性があると考えております。

現年度分の合計の前年対比による収納率低下についてお答えします。

現年度分につきましては、年金からの特別徴収と口座振替等による普通徴収の合計額で収納率を計算しております。そしてこの合計収納額に対しまして普通徴収の占める割合は、令和4年度が、令和3年度と比較して約3ポイント高くなっております。普通徴収の収納率は、収納率が100%の特別徴収に比べて若干低下する傾向がありますことから、前年度と比較すると低下した結果となっております。

続きまして、保険料軽減措置の状況、均等割軽減についてです。令和4年度は、被保険者のうち、72.1%は何らかの軽減を受けております。令和3年度と比較すると、軽減に該当する被保険者は6,061人、0.55ポイントとなっております。この要因といたしましては、令和4年から団塊の世代が75歳の年齢に到達することによる被保険者の増加が考えられます。また令和元年度と比較すると、令和2年、3年と2年連続の保険料軽減基準の拡大、及びこの間の被保険者の所得減少などが要因だと考えられております。

続きまして、療養給付費の増減の要因についてです。療養給付費の増加要因としては、令和3年度末と令和4年度末の被保険者数を比較すると5,465人の増加、これが要因と考えております。また、被保険者数の増加に加え、入院や、通院、歯科、訪問看護療養費が、件数、日数ともに増加していることが考えられます。

一方、療養費は、入院や食事生活療養費が件数、日数ともに減少していることにより、前年度と比較して、減額となっております。高額療養費につきましては、ご質問にもありましたとおり、令和4年10月より医療費窓口負担2割が施行されたことに伴い、対象となる被保険者への配慮措置として、外来費用の負担の増加額が3千円を超える場合、その超えた金額を高額療養費として支給しているため、前年度月平均と比較して件数、支給額とともに1割以上の伸びとなっております。高額療養費外来年間合算、高額介護合算療養費につきましては、例年数パーセント程度の増減がございます。今回もこの誤差の範囲内ではないかと考えております。

一人当たり費用額についてご説明いたします。令和元年度の月平均、8万8,814円をピークに令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等などにより、一旦、8万6,044円まで落ち込み、令和4年度末には、コロナ禍前の平成30年度と同水準にまで回復しました。しかし、コロナ前、最高値の令和元年度の水準には到達していない状況でございます。要因といたしましては、個人の受診行動が令和元年度までにはまだ回復していないのではないかと考えております。

窓口2割負担についてです。まず人数について申し上げます。直近の令和5年6月末現在、3万1,747人となっており、大分県の被保険者に占める割合は15.9%となっております。

続きまして、配慮措置についてです。令和4年10月から令和5年3月までで、延べ6万4,215件、支給金額の合計は、1億6,639万7,870円ございました。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） はい、ではそれぞれについて、再質疑を行います。

保険料の収納状況についてですけれど、普通徴収の割合が増えているということで、団塊の世代

が増えているのが要因だということでしたけれども、普通徴収の徴収率を上げるために、どのような取組をやっているのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

次に、保険料軽減の措置の状況について、再質問を行います。

令和4年度の均等割軽減の人数の被保険者全体に対する割合が増えている、まあこれは一つは被保険者の所得が減っていることも一つの要因ではないかと思いますが、その点について、どのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

次に、給付の状況についてです。

令和4年度の一人当たり費用額が前年度に対し、0.06%の微増に収まっている要因は、窓口2割負担が始まったことも要因の一つと考えられると思われるのですが、その点についてはどう考えているかお聞きをしたいと思います。

最後に窓口2割負担についての再質問となります。負担を抑える配慮措置を受けている人数は、窓口2割負担となった人数のどれくらいの割合になっているか、なかなか数字的には難しいとは思いますが、どのようにとらえているかお聞きをしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） はい、それではお答えいたします。

普通徴収の収納率の引上げの取組についてです。本広域連合では、保険料収納対策実施計画を策定し、その中で、広域連合や市町村の収納目標、収納に係る具体的な取組等を設定しております。

また、市町村が取り組んでいる滞納対策を調査して、市町村の徴収担当職員と情報共有を図るとともに、大分県が開催する収納対策研修会に参加するなど収納率向上を図っております。

続きまして、令和4年度均等割軽減の割合増加の要因についてです。令和4年度の均等割軽減判定は、令和3年の収入、所得を基準に行っておりますが、令和3年中のコロナ等の影響で収入、所得が減少したことも一因だと考えております。

令和4年度の一人当たり費用額微増の要因についてです。令和4年10月以降、療養の給付費が、非常に増加しております。窓口2割負担が一人当たり費用額に影響している可能性は低いと考えております。

最後に窓口2割負担となった人数に対する配慮措置の割合ですが、令和5年3月末時点での対象者3万1,374人に対して、月平均で1万703件が支給対象となっております。対象者数のおおむね3分の1程度になるのではないかと考えております。以上です。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） はい、最後に保険料徴収と給付の状況についての関連する内容についてですけれども、令和4年度、5年度における保険料率は被保険者数の急激な増加に伴う医療給付が増える、こういったことを見込んで引き上げているということでございますけれど、先ほど給付の状況で指摘したように、一人当たりの費用額については、微増にとどまっていることと、令和元年度に比べると1,009円減っているということ言えば、見込んだほど費用が増えていないのではないかと思います、その点はどのように考えているかお聞きします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） はい、令和4年度の一人当たりの費用額は、確かに現在微増でございますが、令和4年度10月以降の費用額の伸びにつきましては、非常に大きい増加率をたどっている状況です。ですので、一人当たり費用額が、このまま微増のままいくかどうかというのは、その推移を見ながら影響を見ていかないといけないと思っております。ですので、日隈議員が言われる

ように、私たちが最初予想したよりも金額が下回っているのではないかというのは今の段階ではまだ推移として見守る必要がありますので、このまま見守らせていただきたいと考えているところで

す。

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 大分市選出日本共産党の斉藤由美子です。通告に従いまして、議第11号、令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について一括で質疑を行います。

令和4年度は年金が削減される中、保険料や窓口負担割合など被保険者の負担が引き上げられ、さらに物価高騰が追い打ちをかけました。多くの高齢者が苦しい生活を余儀なくされ、悲鳴が上がっております。この間滞納世帯に対し、資格証明書は発行されておりましたが、令和4年度8月5日現在で、短期被保険者証の決定者数を確認しましたところ、大分市の70名、佐伯市の36名、別府市の19名など全県で242名となっており、その数が以前よりも増加しているように思います。

また、差押えの状況ですが、預貯金の129件、生命保険の18件、給与の5件など、合計224件のほり、162件、およそ690万円が換価されているようですが、その後の生活は本当に保証されているのでしょうか。保険料の収納状況をみると、特別徴収は当然100%の収納率ですが、普通徴収は99.19%となっています。単年度だけでなく、過年度分の滞納も見られ、必要な医療を受けるどころか、日々の暮らしが心配されます。以前のご答弁で、財産の差押えは、十分な収入や資産があり、支払能力があるのに納付意思を示さない悪質な滞納者だと言われました。ただ、持っている資産をどのようにみるのか、また、十分な収入というのは、何をもちて十分と判断されているのか、生活実態と必ずしも一致するものではないと考えます。税の支払いは確かに義務ですが、この深刻な状況で、高齢者の生命と健康は本当に守られているのか、特別徴収で保険料が天引きされている被保険者についても、残る年金で人間らしい生活ができているのか特に新型コロナや異常気象による酷暑など生命にかかわる懸念もあり、今後も高齢者の暮らしに厳しさが増すことは容易に考えられません。

そこでお聞きします。生活の負担が増える中、短期保険証の発行や差し押さえは、高齢者の生きる望みを奪うことにつながりかねません。行うべきではないと考えます。生活実態の把握も併せ、今後の支払いが厳しい被保険者への対応について、見解をお聞かせください。

次に負担増についてです。令和4年度は特に先ほどからでておりますが、10月からの窓口負担2割の実施が大きな問題となりました。これまでの質問では、2割負担導入後も配慮措置により1か月3千円までの負担しかかからないとの認識が示されていますが、高齢者の負担が増えたことは間違いありません。先のご答弁で言われていた一部負担の減免などはきちんと活用されているのでしょうか。そこでお聞きしますが、高額医療費から払い戻されている超過分の保険料などから、2割負担の影響をどのように考えるか、特に受診抑制についての影響について見解をお聞きかせください。またこの2割負担の導入について、当広域連合の懇話会ではどのような意見が出されたか、お聞かせください。以上です。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。被保険者に賦課される保険料の滞納状況につきましてのご質問であります。

保険料につきましては、前年の収入、所得をもとに算出されております。所得の低い方ほど負担する保険料が少なくなるようになっております。被保険者との接触につきましては、生活実態を把握する中で、市税等の滞納状況も考慮したうえで、電話依頼や居所訪問等、最善と思われる対応を

行っていただくよう各市町村の徴収担当者にお申し、きめ細やかな対応をしていただいております。なお、保険料等の支払いが厳しい被保険者につきましては、負担の公平の観点から、納付相談を含めた現状の制度に沿った減免や徴収猶予を行って参りたいと考えております。

続きまして、配慮措置による高額療養費への影響につきまして、お答えいたします。

窓口2割負担に伴う配慮措置の状況ですが、令和4年10月から令和5年3月までで、延べ6万4,215件が対象となり、支給金額の合計は、1億6,639万7,870円でした。高額療養費への影響といたしましては、対前年度伸び率は例年であれば件数は1～2%、支給額が1～3%で推移しておりました。令和3年度から令和4年度の伸び率につきましては、件数が18.54%、支給額が11.63%と大幅に増加しておりますので、2割負担対象者への配慮措置支給分が反映されているものと見られます。なお、受診抑制への影響につきましては、現在国がデータの収集と検証作業を行っておりますのでその推移を注視してまいります。

続きまして、2割負担に対する懇話会での意見についてですが、懇話会では、2割負担の導入に関する意見は出ておりません。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） まず、先ほども質問にも出ましたけれど、「大分県後期高齢者医療広域連合収納対策実施計画」これを見ますと、きめ細やかな収納対策を行うことが重要だというふうには書かれております。ただ実際には、短期保険証がこれだけ件数がある、しかもその中から差押えが出ている。その差押えの数は、私は非常に多いと思います。その分滞納しているからといわれたらそれまでなのですが、以前に比べて高齢者の暮らしがどれだけ大変になっているかということを十分に配慮しなければならないと思うのです。そういう中で、実施計画の中で、収納率アップと、もちろんこれは目標として掲げなければならないものと思いますが、ただ市町村に行ってもらっているというご答弁でしたけれども、この実施計画の中にこそ、その実態の把握をしっかりと行うこと、そうした配慮をきちんと行うようにそれをやはり一言書くべきではないかと私は思います。その点についてのご見解を聞かせてください。

それから2割負担については影響額が非常に高いというふうに思います。受診抑制についてまだ、国の方がデータを集めているのでこれから注視していくということですが、やはり高齢者の暮らしがこんなに大変になっている中で、この2割負担の3千円の配慮措置が無くなったらどうなるのかということなのです。先ほどから、安心して適切な医療が受けられるようにこの制度を運営するのであれば、この個人負担は、いつまで続くかわかりませけれども、これはなくてはならないものであるというふうに思います。もちろん2割負担をただちにやめるべきだと私は思いますけれども、この配慮措置について、今後の動向について、もちろん注視はされているとは思いますが、今のうちから負担軽減配慮措置を今後も続けるように要望するべきではないかと思っておりますが、その点についてのご見解をお聞きかせください。

それから懇話会では特に意見はないと、先ほど議事録の方をいただいて中身はあまり読めていないのですが、十分に説明はされたのか、実態がわからないのであれば、新たに懇話会だけではなく、市町村からの声、あるいはその状況を聞くべきではないかと思っておりますが、とりあえず懇話会にて意見がないということで、負担増の影響はないというふうにお考えになっているのか、その点をお聞かせ願いますか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） それでは斉藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

広域連合の方で滞納の生活の実態を計画の方に反映させるべきではないかというお話でした。具体的な納付の相談等を受けることは広域連合では難しいと思っております。実際徴収の権利はございませんので、何らかの滞納の具体的な納付相談を受けても具体的な対応を図ることは困難と考えておりますが、市町村から例えば実例の報告とかあった場合にはその情報を活かして情報共有を図ったり、計画策定等に活かしていきたいというふうに考えております。

それから配慮措置が終了した後の対応についてということで、今から動くべきではないかということでございますが、こちらについてはおっしゃるとおり配慮措置が施行後3年限定の措置でありますので、受診抑制対策の検討を進める必要があるということで本広域連合としてもあらゆる機会を通じて意見反映を図るとともに、被保険者が安心して受診することができる環境の維持、整備を国が早期に検討するよう全国の広域連合と連携して、関係機関に要請してまいりたいと考えているところでございます。

それから、懇話会での説明をしているのかということと、負担増に関してどう考えなのかということですが、まず説明につきましては、懇話会の方できちんと議題として出させていただきまして説明資料等を配らせていただいているところでございます。懇話会での説明によって、負担増はないのかということですが、2割負担に関する影響につきましては、先ほども申し上げましたように、国で今データを集めて調査をしておりますので、その推移を見守らせていただきたいと考えているところです。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 差押え等滞納についての対応は、もちろん対応は市町村が行うようになっていきますのでシステム上、こちらの方で対応をしろというふうには思っておりません。できませんので。ただ、計画を立てているのはこの広域連合で、先ほどご答弁でもお答えしていた計画策定を活かしていくということだと思います。そうであれば、滞納状況をしっかりと受け止めて、例えば、納付相談を基本的には原則として、一括納付なのです。その一括納付ができないから滞納しているのではないかと私は思います。今後活かすというのであれば、一括納付はもちろん望ましいのですが、さらに分納に応じます、という態度をこちら側から言って示すということが収納率を上げていくためにも、収納相談率を上げていくためにも必要だと私は思います。この納付相談がやはり収納、未納の方への対応の肝だと私は思っていますので、分割納付でも勧めていくと、そういう意向を計画の中に今後活かしていくべきではないかと思えます。その点についてお聞かせください。

それから今2割負担については国が今データを集めているということですが、一応データの調査は国から出てくると思うのですが、現状として、やはりこの広域連合の中で、大分県の実態をしっかりと把握しておくことは別建てに必要なことだと思います。懇話会の方では意見は出ていないようですけど、市民の声、その滞納の状況の中でも、滞納者の中では2割負担の方はいらっしゃるかもしれないですが、いろんな高齢者の生活実態、この物価高騰の中であって、年金が下がっているというそこが今一番反映しているのではないかと思います。2割負担の今後の受診抑制についての状況等の把握も含めて是非こうした自治体の声を拾っていくという計画を是非立てていただきたいと思いますが、この点についてお聞きします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 納付相談に関してのお話です。滞納の実態を知るべきではないかということだと思いますが、先ほども申し上げましたが、市町村から実例として、情報をいただいて、

その情報共有を図り、部会等でも幹事会等でも計画を提案させていただいておりますので、この計画策定等に市町村の意見をいただきながら、作っておりますので、部会等で提案をしておりますので、その中で提案をさせていただいて、検討等図っていければというところでございます。

それから2割負担に関する負担増の把握についてということでございます。これはシステム上、2割負担だけを負担増を抜いてという把握が非常に難しくなっております。標準システムの中で、こちらを引き抜いて、負担増を見ていくというのが難しいシステムではありますので、こちらについては難しいとは思いますが、数字等、どのような数字を見ていけばというのは、研究材料だと思いますので、研究させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（長田 教雄君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 大分市選出の斉藤由美子です。

私は日本共産党を代表して、議第11号令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

令和4年度特別会計の歳入総額は、2,047億3,201万3,538円、歳出総額は、1,981億1,071万4,250円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、66億2,129万9,288円の黒字となっています。そのうち、特別会計の96.3%を占める保険給付費は、1,908億1,848万2,383円、一人当たりの給付費は97万4,206円で、前年度とほぼ横ばいとなっています。

令和4年度10月からは、医療費窓口負担2割がスタートし、物価高騰に苦しむ高齢者の暮らしに追い打ちをかけています。被保険者に係る負担増はそれだけではありません。令和4年度及び令和5年度において、所得割率は9.06%から10.32%へ引き上げられ、均等割額は4万7千円から5万3,600円に、また、賦課限度額も64万円から66万円に引き上げられており、高齢者の医療費には相当な負担増がのしかかっています。

保険料の引上げは、現役世代にかかる負担を軽減するためだと、いつも言われていますが、現役世代の負担減は一人当たり月30円に過ぎず、結局、削減されているのは国と自治体が負担する公費の部分です。命を守るべき医療制度を改悪し、個人負担を増やす自己責任の社会保障制度では、生存権を保障しているとは言えません。

高齢者にかかる負担増は、医療制度だけではありません。昨年は介護保険制度においても、10月から、処遇改善の財源を上乗せするイレギュラーの報酬改定まで行われ、サービスは何も変わらないのに利用料が高くなりました。一方で、高齢者の命綱である公的年金は引下げが続き、その上、水光熱費や食料品などの物価高騰は今も拡大しています。

負担増に関する答弁では、金額は僅かだとか、配慮措置があるとか、負担は決して大きくないような認識も示されましたが、多くの年金生活者は、これ以上生活費を切り詰める余裕など到底ありません。負担は限界であり、僅かな負担増も決して許される状況ではありません。

必要な医療を受けられる医療制度は、国がその責任を負うものであり、個人の窓口負担は増やすべきではありません。廃止した軽減特例を復活させ、少しでも個人の負担を減らしていくことこそ今求められています。お金の心配なく必要な医療を受けられるよう、国庫負担割合の引き上げを、さらに強く国に求めるよう要望しておきます。

以上の理由から、議第11号令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について反対いたします。

○議長（長田 教雄君） 以上で討論は終了いたしました。これをもって、討論を終結し、採決いたします。

最初に、反対討論のありました議第11号「令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定」について、起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。

よって、「議第11号」は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま決定を見た案件を除く、「議第12号」「議第13号」について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議第12号」「議第13号」については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第8 一般質問

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。日程第8、これより、一般質問に入ります。

質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、これを許可いたします。

なお、質問は自席から行うことといたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 日田市選出の日隈知重です。

マイナンバーカードと被保険者証の一体化について質問をいたします。

まず、マイナンバーカードを後期高齢者医療被保険者証として利用登録した人数は、大分県の被保険者のうち、何人が利用登録しているのか、また、その割合はどうなっているかお聞きをいたします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 日隈議員のご質問にお答えいたします。マイナンバーカードと被保険者証の一体化ですが、利用登録状況と割合につきまして、令和5年7月15日現在、被保険者数20万127人に対しまして、10万2,241人がマイナンバーカードと被保険者証を初回の紐づけしており、全体に対する割合は、51.09%となっております。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 51.09%という説明でありました。日田市の場合は、4月の場合ですけれど、34.5%、4,093人が利用登録しているという状況で、全体の5割を超えているということについては、各市町村の状況と違うのではないかと思います。そして、共同通信社が4月14日から16日に実施した世論調査では、マイナンバーカードを今後も取得しないつもりだ、14.2%、返納するか更新しないつもりだ、18.5%、この回答を合わせますと、32.7%と3割を超えております。特に60歳以上の高齢層で、38.8%、4割近くがこの返納もしくは更新しない、ということになっています。当然マイナンバーカードと被保険者証の一体化も進まないと考えられますが、後期高齢者医療にどのように影響するのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） マイナンバーカードと被保険者証の一体化について、今後のマイナンバーカードの取得状況等を注視していきながら、影響等は見極めていきたいと考えております。本広域連合といたしましては、被保険者が必要な時に、必要な医療を安心して受診できるよう全国協議会等を通じて国へ要請してまいりたいと考えているところです。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） マイナンバーカードを後期高齢者被保険者証として利用登録をする割合が51%、5割を超えているということですが、それ以外の方については、利用登録をしていないわけです。これにはマイナンバーカード自体を持っていないということも含まれていると思われまます。その場合は資格確認書の発行ということになりますが、これはいつ、どのように、どこが行うのか、これについてお聞きします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 資格確認書につきましてです。現在のところ、法案の国会提出時に国より提供を受けました資料のとおり当該者からの求めに応じ、各医療保険者等が発行し、書面または、電磁的な方法により提供することとなっております。なお、通常国会で関連法案が成立しましたが、国からその後の通知はない状況でございます。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 今の答弁については、岸田首相が8月4日の記者会見でマイナンバーカードについては公金を明らかにする形で申請を必要としない、有効期限は5年間以内とこういったことの方針も出されているわけですから、当然そのような方向になると思います。そのうえで、共同通信社が7月14日から16日に実施した世論調査、先ほど紹介したものですけれども、来年秋の健康保険証廃止は、撤回するべきだ、が、39.9%、延期するべきだ、が、36.7%、との回答で合計が76.7%と7割を超えております。先ほども言ったように岸田首相は8月4日の記者会見で資格確認書の申請、更新手続きが難しかったり、忘れていたりした人が無保険状態になるとの批判を受けてマイナ保険証を有していない方すべてに申請によらず、資格確認書を交付すると、8月4日の記者会見でははっきり言ったわけです。後期高齢者医療広域連合にとってもこんなことをするならば今の保険証を残せばいいだけじゃないかなというふうに思われるのですが、この点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 今後の動向をまず注視してまいりたいと思います。そのうえで、被保険者が必要な時に、必要な医療を安心して受診できるよう全国協議会を通じて国へ要請してまいりたいと考えているところです。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 次にマイナ紐付け誤りによる他人口座振り込み、埼玉県事例がありましたけれども、その後の点検についてお聞きをしたいと思っております。埼玉県所沢市が7月14日、後期高齢者医療制度に加入する80代女性が他人のマイナンバーと紐付けられ、受け取るはずだった高額介護合算療養費の給付約5万7千円が他人の公金受取口座に振り込まれるミスがあったと発表しております。事の発端は所沢市が2015年に女性のマイナンバーを登録しようとした際、同姓同名で生年月日が同じ他人の番号と紐付けたことによることと、マイナ紐付け誤りによる他人口座振り込み事例があったわけですが、大分県においては、後期高齢者医療広域連合の全データをどこが責任を

持って点検をやるのか、その点について、説明をお願いします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 公金受取口座を活用した公的給付等の支給につきまして、本広域連合では、運用を開始しておりませんので、埼玉県所沢市の事例発生を受けての点検の予定はございません。誤って口座振り込みが発生した際の点検につきましては、マイナンバーカードとの紐付けを実施した窓口を有する機関のみが点検を行うことができるため、各市町村が点検の主体になると想定しております。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 今の答弁で行くと、後期高齢者医療広域連合としては、全データの点検だとか、紐付け誤りの修正、情報漏えいなどの調査など、政府の方は秋までに行うように求めているわけですが、これについては、広域連合として点検はないという理解でよろしいですか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） データの点検につきましては、厚生労働省により、中間サーバーに登録された個人番号で過去に個人番号登録誤りチェックで抽出されたもののうち、漢字氏名、かな氏名、生年月日、性別、住所の基本5情報以外でJ-LIS照会を行い、個人番号を取得したものについて、再度点検を行う旨の依頼はございました。本広域連合では、この個人番号登録誤りチェックで抽出された被保険者については、基本5情報ですでに情報照会を行っていることから、全データの点検は行っておりません。また、マイナンバーの紐付けについては、市町村が保有している情報をもとに、75歳年齢到達時に自動的に広域連合側情報に連携されるため、紐付け誤りがないことが確認できております。

最後に情報漏えいの有無についてですが、本広域連合では、外部からアクセスできない専用回線を使用しているため、被保険者の個人情報との情報漏えいがないとの確認ができております。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 今答弁で、5情報で確認をして、点検をすでにしているということですが、実際はそんなに単純ではないのではないかと思います。住民票記載の漢字氏名には外字も含まれておりますし、住所表記は自治体ごとに異なるわけですよね。そういう5情報で確認したくてもできないこともあったり、それが同姓同名の別人に登録する原因になっているのではないかと思いますけれど、全データの点検は終わっているということですか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） まず一つあるのは、個人番号の登録誤りチェックで抽出された被保険者については、基本5情報ですでに情報照会をおこなっておりますので、全データの点検は必要ないと考えております。行っていないというところです。それから市町村の保有している情報をもとに75歳年齢到達時に自動的に広域連合側に情報連携をしております。紐付け誤りがないことがここで確認できているという状況でございます。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 先ほど、大分県では、公金受取口座を活用した公金給付、これを行っていないというご答弁ですが、厚労省の事務連絡で、2022年3月17日に保険局高齢者医療課から出されているものについては、給付申請書の様式についても公金受取口座の利用意思確認欄の追加等必要な修正を要請して、給付申請書のイメージまで示しておりまして、しんぶん赤旗の日曜版の8月6日号では埼玉県後期高齢者医療広域連合を含めて、全国の広域連合で公金受取口座の利用意思確

認欄の追加をしたことで新たな混乱が起きているということでありまして、大分県については、それを行ってないということですので、2022年3月17日の厚労省の事務連絡の取扱い、対応をどのように行ったのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 本広域連合では、公金受取口座を活用した公的給付等についての運用は実施しておりませんので、給付申請書等に公金受取口座の利用意思確認欄の追加は行っておりません。

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 大分市選出日本共産党の斉藤由美子です。通告に従いまして、一問一答で質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。本年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は5類感染症となり、検査や治療は原則自己負担となりました。本年度においては、高齢者のワクチン接種は無料と聞いておりますが、今後の国の対応が待たれるところです。国内外を問わずマスク着用は任意となり、人流が戻りつつありますが、XBB等の新たな変異株の拡大も懸念されており、高齢者への感染予防には、今後も注意を求められます。5類移行に伴い、検査や治療は基本的に有料です。コロナ禍における受診控えも終息し、本来ならば、保険給付がその分増加することも予想されますが、一方で、新型コロナへの恐怖心がある程度緩和され、有料であることも相まって、もう検査はしない、解熱剤で済ませるなどの声も耳にいたします。

そこでお聞きします。まず、財政面についてですが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、保険給付への影響をどのように見込んでいるのか、見解をお聞きします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の取扱いが、感染症法上の5類へと移行した後の医療費等についてです。5月8日以降、検査費用の公費支援は終了いたしました。高額な治療薬の費用や、入院医療費の一部、及びワクチン接種などの公費負担は当面の間、継続されております。また、新型コロナウイルス感染症にかかる医療費につきましては、これまで国庫からの給付が多くを占め、本広域連合で給付の実績を把握していないことから、保険給付に及ぶ影響を見込むことは困難と考えております。なお、令和6年度以降の新型コロナウイルス感染症及びその予防等に係る医療費の取扱いについては、現状では国の方針が示されていないため、今後の情勢を注視してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（長田 教雄君） 斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） これまで公費負担でしたから、どれくらいかかっているかというのが把握できないというのはわかりますが、ただ、来年度の保険料の改定を迎えるにあたり、コロナに係る支援給付がどうなるかというのは、この時点ではわからないというのは、保険料の改定は不可能ではないかというふうに思います。国に対して、もちろんコロナに関しては、特に高齢者については、国庫負担も強く求めるべきだと思いますが、その見込みができないというのはちょっといかがなものかと思っておりますけれど、これに対しての対応は国の方には求めているのでしょうか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 国の方には要請は特にしておりません。

○議長（長田 教雄君） 斉藤議員。

○22番(齊藤 由美子君) 保険料について、をどのように考えるのかというのは、この時期ですので、それは早急に国の方に求めていただきたいと思います。あわせて、国庫負担の継続は今後も強く求めていっていただきたいと思います。それではコロナに係る療養費については、今後の保険料の改定には反映されないというふうに考えているのですか。

○議長(長田 教雄君) 津川事業課長。

○事業課長(津川 文隆君) 保険料改定に関する国の正式な通知が来ておりませんので、何とも言えないところもありますが、ただ医療費の療養給付費としての中には含まれますので、療養給付費として推測の中には入っていきます。算定の基準の中には入っている可能性はあると思います。

○議長(長田 教雄君) 齊藤議員。

○22番(齊藤 由美子君) 当然そうなると思います。ですから、それをあまり大きな金額を見込むと、つまりは保険料がぼん、と上がるということになります。剰余金を出すためにたくさん、ということでもないのですが、このコロナに関してはやはり継続して国庫負担を求めるというスタンスで改定を考えてほしいと思っております。これは要望しておきます。

感染予防についてです。新型コロナが5類の位置付けになっても、病気によるリスクがなくなっただけではありません。むしろ感染予防が個人の判断となって簡素化し、集会やイベントの再開もあり、感染リスクは高まっていると考えられます。コロナ禍では医療現場がひっ迫し、救急搬送が不能となったこと、高齢者施設ではクラスターが発生し、感染した職員が高齢者の感染者の介護を余儀なくされた等の実態も耳にしています。こうした混乱時の状況は忘れることなく、今後にかかさなければなりません。高齢者の罹患は命に係わる問題であり、感染予防は今後も継続すべきです。早めの検査と対応がその後の保険給付にも大きな影響を及ぼすこととなると考えます。しかし先ほどから申し上げているとおり、高齢者の生活は負担増が続き、日常の基礎疾患などの病院代もかかることから、コロナ感染への関心が低くなることも予想されます。感染者のワクチン接種は、インフルエンザと同様、今後も負担が生じないことも予想されますが、クラスターなどの感染拡大を避けるためには感染予防についても支援の継続が必要だと考えます。

そこでお聞きします。新型コロナの感染拡大を予防するために負担軽減が必要だと考えます。高齢者の検査費用の補助についての見解をお聞かせください。

○議長(長田 教雄君) 津川事業課長。

○事業課長(津川 文隆君) 検査費用の補助につきましては、感染症対策要請の一環として、都道府県、市町村が主体となるべき事業になりますので、本広域連合での実施は考えておりません。

○議長(長田 教雄君) 齊藤議員。

○22番(齊藤 由美子君) 高齢者はやはり基礎疾患もありますから、早めの検査が必要だということは思うのですが、その必要性についての認識はありますか。

○議長(長田 教雄君) 津川事業課長。

○事業課長(津川 文隆君) 基礎疾患がある高齢者についての検査、これを早期に行う必要があるかどうかということですが、基礎疾患がある方については重症化しやすいということがありますので、その必要性があるとは考えております。

○議長(長田 教雄君) 齊藤議員。

○22番(齊藤 由美子君) ぜひ、それぞれの事業というか、支援等は市町村で行うものかもしれませんが、広域連合の中でもその必要性はしっかり認識していただいて、国に対しては、先ほども申し上げましたが、コロナ対策を、高齢者については、やはり特別な措置を行っていただく

よう強く求めていただきたいと思います。要望しておきます。

それでは次に、マイナンバーカード、マイナ保険証について、お聞きします。

マイナンバーカードについては、個人情報の誤登録、他人の病歴との紐付け、還付先口座の登録違いなど様々なトラブルがこの間にも発生しております。特に他人の病歴をもとにした処方箋の間違いや、カードリーダーの不具合による10割負担など生命や生活に深刻な影響を及ぼすトラブルが発生し、問題となっています。こうした現場のトラブルへの国の対応が二転三転し、国民の批判や不信感は広がるばかりです。来年秋に廃止を強行しようとしている現行の保険証がなければ安心して保険診療は受けられない事態が全国で生じており、マイナンバーカードと保険証の一体化は、自治体にも医療現場にも多大な負担と混乱を及ぼしています。これまでもマイナ保険証については、高齢者施設での問い合わせが寄せられたときに、暗証番号などの管理や紛失時の対応など、不明な点が多々あり、問題が指摘されていますが、これらの対応について、国から明確な指導や措置はされたのでしょうか。対応があいまいなまま保険証の一体化や移行を進めるのは、自治体としても責任がある対応とは到底思えません。

そこで質問します。マイナンバーカードと保険証の一体化、それに伴う現行の保険証の廃止について、現時点での見解をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 国は令和6年秋より現在の被保険者証を廃止することを既に決定しておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。また、被保険者が必要な時に必要な医療を安心して受診できるよう全国協議会を通じて、国に要請してまいりたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） ぜひ強く要請していただきたいと思います。ただやはり、現行の健康保険証が手元にある、資格確認証にするとかしないとか話がありますけれど、先ほど聞きましたらおよそ半分がマイナ保険証としてマイナンバーカードに機能を持たせているということになっていきますけれど、現にその現場で、カードリーダーが読まないとか、データが追いついていないとかいろいろなトラブルが現に起こっているわけですよ。そうした中で安心な医療を切に受けられる状態であるかという、私はそうはなっていないというふうに思います。国に対してマイナンバーカードと保険証の一体化はやめろというのはなかなか言えないかなと私もそれはお察しいたしますが、少なくとも今の医療現場にかかっている負担をどのように広域連合が把握するか、それは大事なことだと思いますが、このマイナ保険証に関するトラブルの把握、これについての認識をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） マイナ保険証というか、オンライン資格確認におけるトラブルというかたちだと思いますが、被保険者が医療機関側から問い合わせを受けましたら、こちらでも一応データを全部見まして、きちんとなっているかの確認は今、させていただいています。これは国の方のホームページでも載っております。必要に応じて国が作っている例えばコールセンター等を紹介して、直接そちらに連絡をしていただくというパターンもございます。今後とも被保険者や医療機関側から問い合わせがありまして、特に医療機関側から問い合わせがありましたら、被保険者情報等、中間サーバーの情報を確認するなり、というところに対応はしていきたいと思っております。また、こちらの方も中間サーバーに送る情報等はしっかり運用をきちんとしていきたいと思ってい

るところです。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） 大分県でできることは、全てやっていただきたいと思います。登録の確認等は、この県内のシステムの中でできるかもしれませんが、そもそもマイナンバーのシステムそのものがいろんなトラブルが起こっているわけで、大分県としては不可抗力の部分が多分、多いのではないかと思います。コールセンターを案内しても、結局たらいまわしにされて、対応がわからないというのも聞いておりますので、ぜひこの辺のトラブルはしっかり把握していただいて、市町村の中でもマイナンバーに関しては、いろんな意見が出始めていますので、その点については自治体に対してもとても負担増だと、医療現場も混乱しているということは認識していただきたいと思います。要望しておきます。

それでは高齢者の暮らしにかかる負担増についてお聞きしたいと思います。

年金が削減される中、物価高騰も止まらず、高齢者の暮らしは深刻な危機に陥っているといっても過言ではありません。これまでも高齢者に必要な医療を適切に提供することの意義などがありますが、その意義も年々深刻さと切実さを増しているように感じます。我が党に寄せられる生活相談も大変深刻ですが、特に切実なのは、骨折や持病の悪化で入院を余儀なくされた場合、その後の生活の維持です。入院や治療代は高額医療で後から還付されるとはいうものの、食費やシーツ代などの実費負担は小さくなく、なんとか貯金を切り崩しても、その後の生活が成り立たない高齢者が増えています。入院中でも、自宅の家賃は払わなければなりませんし、金額は大きくはないとはいえ、水光熱費もかかります。こうした一つ一つを払うと手元に食費が残らないという実態をどれほど認識しておられるでしょうか。介護や医療費を抑制するために、介護予防や診療事業、健診事業を推奨されていますが、健康で文化的な生活を維持できるよう努めることが社会保障制度の最大の意義だと考えます。その根底は大いに揺らいでいるのではないのでしょうか。

そこで改めてお聞きします。持続可能な制度の維持は、最終的に国が責任を持つべきことです。財源が必要だから際限なく個人の負担を上げ続けるという考え方は、生存権を侵害するものです。命を守る医療制度のあり方について、基本的な認識をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 令和4年から団塊世代が75歳を迎え始め、医療の高度化及び被保険者の増加により、医療費が増大するなか、国では全世代対応型の社会保障制度の構築が議論されております。後期高齢者医療制度の根幹となる被保険者が必要な医療を安心して受けられることを守るためにも、低所得者のみならず、被保険者に過剰な負担増とならないよう、定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担の割合の見直しにつきまして、全国協議会を通じて、国に要請してまいりたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） ぜひ強く求めていただきたいと思ひますし、その求める根幹をしっかりとこの大分県でも認識して、個人の負担をこれ以上、上げては大変なことになるということで、ぜひ政府に要請をしていただきたいと思ひます。

それでは最後の質問です。次期保険料改定についてお聞きしたいと思います。先の国会では、後期高齢者医療の保険料の上限額をさらに引き上げる改定健康保険法が可決成立いたしました。少子化対策として、出産育児一時金などの子育て支援を拡充することは大変重要なことですが、この財源を後期高齢者医療制度から捻出するという考え方は改めるべきだと考えます。他方、2倍化を掲

げる防衛予算には、暮らしや復興予算、社会保障、中小企業予算など、様々な財源を流用することも示されています。結局、社会保障制度の財源については、世代間対立を煽り、全世代の負担増となるのは必至であり、こうした制度運営は、命と暮らしをないがしろにするものです。このままでは、高齢者の負担はどれだけ増大するか計り知れません。次期改定での保険料の引き上げは、困難だと国に声を上げるべきです。

そこでお聞きします。次期保険料を引き上げないための努力について、広域連合としてどのように考えるか見解をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 令和6・7年度の保険料率の改定につきましては、今回の医療制度改革の内容を反映したうえで、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項に基づき、令和6・7年を通じ、財政の均衡を保つことができるように料率を算定する予定です。次期保険料率算定に関しては、医療制度改革の激変緩和措置への対応を図るため、引き続き全国協議会を通じて国に要請していきたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） 法律が変わってしまえばもちろんその法律に従うということになるのですが、やはりこの広域連合の中でも、これまでやってきたように剰余金は全部しっかりと投入して、基金の活用というのが試されています。この基金の活用についても必ず行っていくというような意思表示をしていただきたいと思います。大分県でやれるような努力についても一度お聞きかせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 剰余金及び県の財政安定化基金の活用に関しましては、料率改定及び今後2年間の財政運営に関する協議とともに県と協議を重ねていきたいと考えているところで

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） その協議の場でぜひ、これは今絶対に必要な対策だというふうに強く求めていただきたいと思います。最終的には、次の改定のおおよその概算、それは大体いつごろまでというふうにお考えでしょうか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 次回の料率改定のスケジュール等関係いたしますので、そちらについても全員協議会の席でもご報告させていただいたのですが、1回目の試算が11月を予定しております。また第2回の保険料の試算が1月中旬、それをもって懇話会等でご報告し、こちらの議会方での上程となる予定でございます。今回はシステム改修が若干入りますので、いつもと違ひまして、3回ではなくて2回試算を行ってご報告させていただく予定としております。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） ありがとうございます。全員協議会はこの全議員いませんので、ぜひそういった状況は、逐一報告していただきたいと思います。要望しておきます。1月中旬までにはということですので、それまでにコロナに関しての影響、給付についてはどうなるのか、そして何よりも今後の保険料がどんなふうになるのか、改正された法がどのくらい影響するのか、そのようなことはしっかりと情報公開をしていただいて、今の高齢者の暮らしを是非実態をしっかりと反映させて、くれぐれも剰余金が若干少なくとも保険料を抑えることが重要なことだというふうに思い

ますのでその点は強く要望しておきたいと思います。これで終わります。

○議長（長田 教雄君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

#### 日程第9 会議録署名議員の指名

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第9、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、4番、木野村敏雄議員、8番、河野睦夫議員、のご兩名を指名いたします。

お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件については、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

---

#### 閉 会

○議長（長田 教雄君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、令和5年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時13分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和5年8月7日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長田 教雄

署名議員 木野村 敏雄

署名議員 河野 睦夫